

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会
輸送連絡調整会議設置要綱の改正

同要綱の改正案について、各委員に対し、2021 年 1 月 27 日までに賛否の照会を行う。

過半数の賛成が得られた場合、2021 年 1 月 18 日付で同要綱の改正を行う。

※同要綱第 14 条の定めるところにより、委員の過半数の賛成が得られた場合、座長が同要綱の改正を決定することとしている。